

所管部課名		商工観光部 商工政策課						
事務事業名		創業支援事業						
根拠法令		薩摩川内市新産業創造事業補助金要綱						
補助経過年数		1年以上5年以下						
平成27年度 予算額		6,000 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 6,000 千円	その他の内容		
		指標名			目標値	目標年度		
成果指標①		補助金の交付件数			2件／年	平成32年		
成果指標②								
補助対象者		中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同中小企業者になろうとする者並びに市長が適当と認める商業団体						
補助対象経費		【新規産業創出・転業】①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用料、研修費、試作費及び設計費 ④会社設立に要する経費 【起業】①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用料、研修費、試作費及び設計費 ④会社設立に要する経費 ⑤事務所家賃 ⑥住居家賃 ⑦印刷製本費 【雇用創出】人件費						
補助対象事業・活動の内容		【新規産業創出】中小企業者等が既存事業とは別に、新たな事業に取り組むこと 【転業】中小企業者等が既存事業の全てを廃止し、新たな事業に取り組むこと 【起業】新たに事業を始めること 【雇用創出】新規産業創出、転業又は起業に伴い中小企業者が新たに雇用すること						
		分類	☐ 運営補助のみ	☒ 事業補助のみ	☐ 運営補助と事業補助の両方	☐ その他		
補助金額又は 補助率		【新規産業創出】補助対象経費 ①～④ 総額の1／3 【転業】補助対象経費 ①～④ 総額の2／3 【起業】補助対象経費 ①～④ 総額の1／3 ⑤2／3 ⑥1／3 ⑦1／10 【雇用創出】—						
上記項目の 積算方法		【新規産業創出】補助対象経費 ①～④ 上限200万円（地域成長戦略分野400万円） 【転業】補助対象経費 ①～④ 上限200万円（地域成長戦略分野400万円） 【起業】補助対象経費 ①～④ 上限200万円（地域成長戦略分野400万円） ⑤ 上限120万円（月額10万円） ⑥ 上限24万円（月額2万円）⑦ 100万円 【雇用創出】1人30万円（1中小企業等につき3人まで）						
補助を受ける 過去3年の事業（団体） 等の 決算状況	項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0		7,943,000	99.3%
		自己資金					7,943,000	99.3%
							0.0%	
							0.0%	
		市補助金 （前年度繰越金）				57,000	0.7%	
		計	0		0		8,000,000	100.0%
	支出	会社設立経費					171,000	2.1%
		事務所家賃					75,800	0.9%
		印刷製本費					201,420	2.5%
		車両購入費					1,800,000	22.5%
		諸経費					5,751,780	71.9%
		（翌年度繰越金）					0.0%	
		計	0		0		8,000,000	100.0%
	支出計/前年度支出計							
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		
交付件数				0件		1件		
成果指標の推移①				0件／年		1件／年		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成25年度創設） 【事業のPR方法】平成27年2月に認定を受けた「創業支援事業計画」に搭載されている、「創業スクール」受講者に対し、講座内で本補助金の説明を実施し、創業者の拡大を図る。							

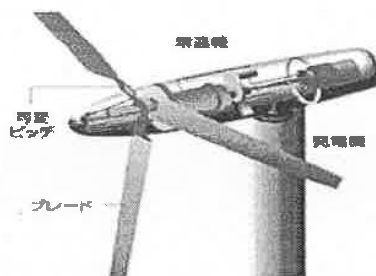
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本補助金が活用されることにより、新規事業、創業が促進され、産業の活性化、雇用の増加が見込まれ、所得の向上が期待できる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 新規産業創出、転業、企業及び雇用創出に取り組む当該中小企業者等への負担を軽減し、事業転換の推進及び新たな中小企業者等の発掘を図るため、本事業の支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	新規産業創出、転業、起業しようとする者に、市が創業に至るまで支援することは、より安定した経済活動の促進に必要不可欠であり今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助対象者が市内で新規産業創出、転業、起業しようとする者であるため市が支援することが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要綱に補助率、補助額の上限は明確に記載されており、新規産業創出、転業、起業者の経済活動環境の整備や、安定した生産を確保するためにも、この補助は著しく妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	創業に至るまでの経営基盤が弱い新規産業創出、転業、起業しようとする者に対する支援は、経営安定に必要不可欠であり、一定期間継続する必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	創業に至るまでを支援し、新たな事業展開及び新たな雇用の創出について、他に支援策がないことから、必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☒ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	〈上記方向の理由〉 産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を受けたことにより、本年度から創業スクールを開催し、創業希望者の掘り起こしを行う。スクールの卒業生を支援するためにも本補助制度は有効である。		〈今後の改革の方向性〉 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 創業者及び商工団体等と連携し、より実態に則した内容に検証、改善をしていく。		〈まとめ〉

薩摩川内市新産業創造事業補助金のご案内

薩摩川内市で事業を営んでいる中小企業者等（起業を行う予定の個人・団体を含む）のうち、事業転換の推進や新たに事業を始める方を対象に、新規産業創出、転業、起業、雇用創出に係る経費の一部について、市が補助する制度を設けています。



補助の対象となる経費の種類、補助率、補助金額など

経費の種類	該当する経費の内容	補助率	補助金額
■新規産業創出 既存事業とは別に新たに取り組む事業 ※日本標準産業分類で大分類が異なる事業	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費	1/3以内	200万円以内 ただし、地域成長戦略分野は400万円以内
■転業 既存事業を廃止し新たに取り組む事業	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費 に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	2/3以内	
■起業 （最長36月まで）	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費 に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	1/3以内	200万円以内 ただし、地域成長戦略分野は400万円以内
	事務所家賃 ただし、営業活動を開始する月の前月までの家賃	2/3以内	120万円以内 （月額10万円以内）
	住居家賃 ただし、営業活動を開始する月の前月までの家賃とし、市外からの転入者に限る	1/3以内	24万円以内 （月額2万円以内）
	印刷製本費（パンフレット等）	10/10	100万円以内
■雇用創出	人件費（雇用保険適用で6ヶ月以上雇用した者に限る）	—	1人あたり30万円以内 （1団体3人まで）

※補助金は、いずれも100円未満切捨て。

お問合せ

薩摩川内市役所 商工政策課 担当：平嶺・諏訪原 【TEL 0996(23)5111(内線 4331・4322)】

○薩摩川内市新産業創造事業補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 215 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市企業立地支援条例（平成 25 年薩摩川内市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市新産業創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者等のうち、新規産業創出、転業、起業及び雇用創出（以下「新規産業等」という。）に取り組む当該中小企業者等の負担を軽減し、もって本市中小企業の事業転換の推進及び新たな中小企業者等の発掘を図るため、条例第 8 条第 1 項に規定する助成対象事業者（以下「助成対象事業者」という。）として指定された中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同中小企業者になろうとする者並びに市長が適当と認める商業団体をいう。

(2) 新規産業創出 中小企業者等が既存事業とは別に、新たな事業に取り組むことをいう。

(3) 転業 中小企業者等が既存事業の全てを廃止し、新たな事業に取り組むことをいう。

(4) 起業 新たに事業を始めることをいう。

(5) 雇用創出 新規産業創出、転業又は起業に伴い中小企業者等が新たに雇用することをいう。

(6) 地域成長戦略分野 薩摩川内市が地域成長戦略と定めている、食品ビジネス、次世代エネルギービジネス、医療・介護周辺ビジネス及び観光ビジネスの各分野をいう。

(助成対象事業者としての指定申請)

第 4 条 条例第 7 条に規定する指定申請をしようとする中小企業者等は、新規産

業等に着手しようとする日の１箇月前までに、助成対象事業者指定申請書（様式第１号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１） 新規産業等に関する事業計画を明らかにする書類
 - （２） 貸借対照表、損益計算書等の資本、資産等を明らかにする書類
 - （３） 雇用計画を明らかにする書類
 - （４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （指定書の交付）

第５条 市長は、指定申請書を提出した中小企業者等に対し、補助金の交付を行うことが適当であると認めたときは、助成対象事業者指定書（様式第２号。以下「指定書」という。）を交付する。

（補助対象経費等）

第６条 補助対象事業、補助対象経費等は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費には、営業活動（直接的に収益を生む活動をいう。以下同じ。）開始後の経費は含まないものとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
新規産業創出	（１） 各種コンサルタント料	３分の１	２００万円
転業	（２） マーケティング調査費 （３） 施設使用費、研修費、 試作費及び設計費 （４） 会社設立に要する経費	３分の２	ただし、地域成長 戦略分野は４００ 万円
起業 （最長３６月まで）	（１） 各種コンサルタント料 （２） マーケティング調査費 （３） 施設使用費、研修費、 試作費及び設計費 （４） 会社設立に要する経費	３分の１	２００万円 ただし、地域成長 戦略分野は４００ 万円
	事務所家賃 ただし、営業活動を開始する月の 前月までの家賃	３分の２	１２０万円 （月額１０万円）
	住居家賃 ただし、営業活動を開始する月の 前月までの家賃とし、市外から の転入者に限る。	３分の１	２４万円 （月額２万円）

	印刷製本費（パンフレット等）	10分の1 0	100万円
雇用創出	人件費（雇用保険適用で6箇月以上雇用した者に限る。）	—	1人30万円 （1中小企業者等につき3人まで）

（補助金の交付申請）

第7条 補助金を受けようとする助成対象事業者は、新産業創造事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支計画書
- （3） 雇用計画書
- （4） 補助対象事業実施に要する費用を証する書類
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、新産業創造事業補助金交付決定通知書（様式第4号）を当該助成対象事業者に交付するものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた助成対象者は、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ新産業創造事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助金の変更交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じた場合は、新産業創造事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該助成対象事業者に交付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた助成対象事業者は、事業が終了した翌日から起算して20日が経過した日までに新産業創造事業実績報告書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を

審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、新産業創造事業補助金確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により、当該助成対象事業者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の確定通知書の交付を受けた助成対象事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に新産業創造事業補助金交付請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該助成対象事業者に補助金を交付するものとする。

（営業活動開始届）

第15条 助成対象事業者は、指定を受けた新規産業等に係る営業活動を開始した場合は、直ちに営業活動開始届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（調査）

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象事業に係る経費の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第18条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業等の体質強化並びに起業及び雇用創出とする。

（見直しの期間）

第19条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第20条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、中小企業

の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第 2 1 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。